

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部砂防課管理担当
内線番号	5313

No.	項目	内容
①	処分名	砂利採取計画の認可、砂利採取計画の変更の認可
②	法令名	砂利採取法
③	法令番号	昭和43年法律第74号
④	根拠条項	第16条第1号、第19条、第20条第1項
⑤	処分権者	知事(採取量が500m ³ 以上他)、土木事務所長(知事認可以外)
⑥	法令の定め	<p>第16条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならぬ。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章(第28条第2項を除く。)及び第43条において同じ。)</p> <p>第19条 都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。</p> <p>第20条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p>
⑦	審査基準	京都市砂利採取計画認可基準(平成19年6月1日改正)第1章第1の5に定める認可基準に適合していること。
⑧	経由機関名	各土木事務所
⑨	協議機関名	行為地の市町村、行為地に規制権限を有する機関
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)知事権限 60日、所長権限 50日 (注:処理期間の目安であって全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。また、補正に要する日数は含みません。)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	建設交通部砂防課(075-414-5313)、各土木事務所施設保全室
⑬	備考	採取場が京都市内の場合、京都市役所に御相談ください。